



国 総 海 第 6 6 号

平成 26 年 12 月 12 日

(一社) 日本船舶品質管理協会 専務理事 殿

国土交通省総合政策局海洋政策課長



危険物船舶運送及び貯蔵規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

標記について、今般、危険物船舶運送及び貯蔵規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年 12 月 12 日 国土交通省令第 93 号）が公布され、平成 27 年 1 月 1 日より施行されることとなつた。

については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正に關し、別添事項につき御了知の上、法令の適切かつ円滑な運用が図られるよう、貴会員への周知に努める等御協力願いたい。



平成26年12月
総合政策局

**危険物船舶運送及び貯蔵規則及び
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令について**

1. 背景

容器に収納された危険物の海上運送に関しては、国際海事機関（IMO）において策定された「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」（SOLAS条約）に基づく「国際海上危険物規程」（IMDGコード）に技術基準が定められている。

我が国においては、IMDGコードの危険物輸送に関する規定を「危険物船舶運送及び貯蔵規則」（昭和32年運輸省令第30号）により実施しているところ。

一方、IMDGコードにおいて、危険物のうち「海洋汚染物質」に該当するもの（例：水銀等）のみに係る輸送方法の基準については、海洋環境保全の観点から「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」（昭和46年運輸省令第838号）に取り入れられている。

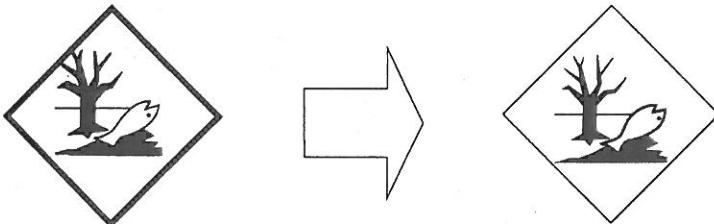
今般、本年5月に開催されたIMOの第93回海上安全委員会（MSC93）において、少量の海洋汚染物質の輸送方法に関する基準の適正化等を内容とするIMDGコードの改正案が採択され、平成27年1月1日から効力を生ずるため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」（昭和46年運輸省令第38号）の所要の改正を行う。

2. 概要

(1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正

- ① 内容物が海洋汚染物質であることを示す標札の様式を改める。

(第4号の2様式関係)



- ② 少量の海洋汚染物質の輸送方法に関する基準の適正化（第37条の17第3項関係）

（従前の標札の表示に加えて、海洋汚染物質であることを示す書類等も免除。）

- ③ その他所要の改正を行う。

(2) 経過措置（附則第2条関係）

- ① この省令の施行の際現に船舶により輸送されている海洋汚染物質の輸送方法に関する基準については、なお従前の例による。
- ② この省令による改正後の第4号の2様式については、平成28年12月31日までは、なお従前の例によることができる。
- ③ この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3. 今後のスケジュール

公 布：平成26年12月12日
施 行：平成27年 1月 1日